

●香川県告示第14号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年1月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
20-48	平成20年12月21日から 平成23年12月20日まで	医療法人社団 百石病院	高松市屋島西町1937番地1
20-49	平成20年12月21日から 平成23年12月20日まで	医療法人社団新進会 おさか 脳神経外科病院	高松市三名町378番地1
20-50	平成20年12月21日から 平成23年12月20日まで	高松平和病院	高松市栗林町1丁目4番1号
20-51	平成20年12月21日から 平成23年12月20日まで	医療法人社団 西山脳神経外 科病院	坂出市加茂町593番地1
20-52	平成20年12月21日から 平成23年12月20日まで	医療法人財団 エム・アイ・ ユ一 麻田総合病院	丸亀市津森町219番地
20-53	平成20年12月21日から 平成23年12月20日まで	医療法人社団 愛有会 岩崎 病院	三豊市詫間町松崎2780番地 426
20-54	平成20年12月21日から 平成23年12月20日まで	医療法人社団 豊南会 香川 井下病院	観音寺市大野原町花稲818番 地1